

○周防大島町地方就職学生支援金交付要綱

令和7年3月31日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、若者の地方移住を促進するため、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業後、周防大島町（以下「本町」という。）への移住に伴って山口県内の企業に就職する学生を支援することを目的とした周防大島町地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表1に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。

(2) 転入

本町に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録をすることをいう。

(3) 交通費

就職企業又は内定企業の選考面接（以下「選考面接」という。）にあたり、公共交通機関を利用して往復した際の移動に係る経費をいう。

(4) 移転費

本町に生活の本拠を移す際に係る経費をいう。

(対象経費及び支援金の額)

第3条 支援金の対象経費は、支援金の対象者が第4条第2号の要件を満たす山口県内の企業等へ就職するにあたり係る交通費及び移転費とし、交付回数は交通費、移転費それぞれ一人1回を限度とする。支援金は予算の範囲内において交付する。

2 交通費の交付額は次の各号に定める額とする。なお、交通費の交付にあたっては、内定企業から交通費の支給を受けていない場合に限る。

- (1) 選考面接が山口県内で実施された場合 2万円
 - (2) 選考面接が山口県外で実施された場合 交通費の実費の2分の1にあたる額と、2万円のいずれか低い額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 3 移転費の交付額は11万円とする。ただし、第5条第2号の移転費の領収書の額が11万円に満たない場合は、当該領収書の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。なお、移転費の交付にあたっては、就職企業から移転費の支給を受けていない場合に限る。

（対象者要件）

第4条 申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

- ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上、大学院については原則2年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

- イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本町に転入したこと。ただし、交通費については、山口県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 本町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に、

同条第2号アを満たす企業等に就職し、本町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他町長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在する企業等に、同条第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 勤務地が本町からの通勤が可能な地域に限られること。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者は、周防大島町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1

号)に加え、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 就職先企業による周防大島町地方就職学生支援金就業証明書(様式第2号)
- (2) 交通費又は移転費の領収書の写し
- (3) 卒業・修了証明書(卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの)若しくは在学中に交通費を申請する場合は在学証明書(卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。)
- (4) 移住元の住所を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出すること。)、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等)
- (5) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振り込み可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (6) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに周防大島町地方就職学生支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの周防大島町地方就職学生支援金交付請求書(様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告等及び是正のための措置)

第8条 町長は、当該事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、若しくは調査を行い、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(交付決定の取消及び返還請求)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じた要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、周防大島町地方就職学生支援金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

ウ 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に本町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く。

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本町以外の市区町村に転出した場合。

(2) 半額の返還

申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本町以外の市区町村に転出した場合。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、

	ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	銚子市、館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

周防大島町地方就職学生支援金交付申請書

周防大島町長 様

周防大島町地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定により、地方就職学生支援金の交付について申請します。

1 申請者

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	
		メールアドレス	
卒業（在学） 大学・学部			
卒業（予定） 年月日	年 月 日		

2 就職（内定）企業等 ※交通費の場合、内定も可

就職（内定）先	企業名		
	所在地		
面接・試験日 ※交通費の場合	年 月 日		
内定日	年 月 日		
就職（予定）日	年 月 日		

3 移動経路（往復）※交通費の場合

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用（円）
		（バス停名・駅名・空港名）		
			合計	

4 移転内容 ※移転費の場合

日付	移住元(東京圏)	移住先	費用
		周防大島町大字	

5 移住元の住民票の所在について (いずれか該当する欄に○を付けてください)
※移転費の場合

A. 移住先(周防大島町)に元からある(移動させていない)	
B. 他地域から新たに移住してきた(移動させた)	

6 誓約・同意事項 (内容を確認し、誓約・同意するものについて☑を入れてください。全ての項目に☑がない場合には支援金の交付対象となりません。)

- 別紙「支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。
- 別紙「本支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。
- 別紙「居住及び勤務の状況に関する調査」に記載された内容について同意する。
- 申請日から5年以上継続して、周防大島町に居住することについて誓約する。
- 申請日から1年以内に内定を受けた県内企業等に就職することについて誓約する。
※交通費の場合のみ

7 確認事項 (該当することを確認し、☑を入れてください。全ての項目に☑がない場合には支援金の交付対象となりません。)

- 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

1 支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び周防大島町から求められた場合にはそれに応じます。
- 2 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」実施要領及び「周防大島町地方就職学生支援金実施要綱」に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請する場合において、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に周防大島町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に周防大島町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に周防大島町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 本支援金に係る個人情報の取扱い

山口県及び周防大島町は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周防大島町が定める個人情報保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び周防大島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

3 居住及び勤務の状況に関する調査

- 1 居住の状況を確認するために、周防大島町職員が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 勤務の状況を確認するために、山口県及び周防大島町が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

周防大島町長 様

周防大島町地方就職学生支援金就業証明書

所在地
事業者名
代表者名
電話番号

以下の者を採用したこと、又は内定したことについて証明します。

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
面接・試験日	年 月 日	内定日 年 月 日
実施場所 ※交通費の場合	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 <small>(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)</small>	
入社日又は 入社予定日	年 月 日	
勤務（予定）先 所在地		
就業条件などの その他証明 事項	※地方就職支援金の支給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用である <input type="checkbox"/> 面接・試験の実施にあたり、交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 周防大島町への移動に係る移転費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の移動が必要な勤務地の変更がない。（勤務地限定型社員である、勤務地が1か所のみである、転勤等があっても周防大島町からの通勤が可能など）	
問い合わせ先	所属： 連絡先：	担当者名：

周防大島町地方就職学生支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び周防大島町の求めに応じて、山口県及び周防大島町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第6条関係）

周防大島町地方就職学生支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

周防大島町長

年 月 日付けで交付申請のあった周防大島町地方就職学生支援金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付の条件
周防大島町地方就職学生支援金交付要綱および関係法令を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

周防大島町地方就職学生支援金交付請求書

周防大島町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周防大島町地方就職学生支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関		銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	支 店 支 所 出 張 所
口 座 番 号	普通		
(フリガナ)			
口 座 名 義			

様式第5号（第9条関係）

周防大島町地方就職学生支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

年 月 日付け 第 号で交付決定した周防大島町地方就職学生支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、周防大島町地方就職学生支援金交付要綱第9条の規定により返還を請求します。

1 支援金交付済額

2 返還請求額

3 取消の理由

4 返還期限

5 返還方法

別添納入通知書により返還期限までに周防大島町指定金融機関へ納入してください。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第9条関係）